

速度違反自動監視装置の管理、運用等について（通達）

最終改正 令和 7 . 4 . 1 例規交指第18号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

（概要）

この通達は、速度違反自動監視装置の適正な管理及び運用並びに速度監視装置により認知した最高速度違反事件の処理に関して、必要な事項を定めたもので、平成14年9月18日から実施しています。